

第1問 1-1 (3点)

A社は、スポーツ用品の小売業者であり、顧客情報をデータベース化して管理し、顧客に対するメールマガジンの配信や特売セールのご案内等を行っている。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、A社は、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者であるものとする。

- ① A社は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ずに、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
- ② A社は、その利用目的の達成に必要な範囲内であっても、原則として、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供することができない。
- ③ A社は、B社との吸収合併によるB社への事業の承継に伴ってB社に個人データを提供する場合、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。
- ④ A社は、その顧客Cから、Cが識別される保有個人データの開示を求められたときは、原則として、遅滞なくこれに応じなければならない。
- ⑤ A社は、その顧客Dから、Dが識別される保有個人データの利用の停止を求められた場合には、その理由のいかんを問わず、遅滞なく、当該保有個人データの利用を停止しなければならない。

第1問 1-2 (3点)

A社は工事用資材の販売業者であり、B社は工事用資材を製造しA社に納入している。B社は、A社がC社から事業資金を借り入れるに際し、A社がC社に対して負う借入金債務を主たる債務として、C社との間で連帯保証契約を締結することとした。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① B社とC社との間の連帯保証契約は、民法上、両者が口頭でその旨の合意をするだけでは足りず、当該合意が書面または電磁的記録でなされなければならない。

- ② C社は、B社との間で連帯保証契約を締結した後に、B社に対し保証債務の履行を請求するときは、これに先立って、A社に対し主たる債務の履行を請求する必要はない。
- ③ B社は、A社の委託を受けて連帯保証人となった。この場合、B社は、保証債務の全部または一部を履行した後でなければ、A社に対して、求償権を行使することができない。
- ④ B社がA社の意思に反して連帯保証人となり、民法の規定に従いその保証債務を履行した場合、B社は、A社に対して、A社が現に利益を受けている限度においてのみ求償権を有する。
- ⑤ C社は、A社に対して有する貸金債権について、B社との間で連帯保証契約を締結するとともに、D社との間でも連帯保証契約を締結した。この場合でも、B社は、主たる債務である借入金債務の全額について保証債務を履行する責任を負う。

**第1問 1-3 (3点)**

株式に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 株券を発行していない株式会社において株式の譲渡がなされた場合、当該会社に対する株式譲渡の対抗要件は株主名簿への記載または記録であり、第三者に対する株式譲渡の対抗要件は株主名簿の写しを交付して行う通知である。
- イ. 株主が、株式会社の承認を得ずに譲渡制限株式を第三者に譲渡した。この場合、当該譲渡は、譲渡の当事者間では有効である。
- ウ. 株式会社は、自ら譲受人となって自己株式を取得した場合、会社法上、当該自己株式を一定期間内に処分しなければならない。
- エ. 株式の譲渡がなされたが株主名簿にその記載または記録がなされていない場合において、株式会社が株主に対し株主総会の招集等の通知を行うときは、当該会社は、株主名簿の記載または記録をもとに通知を行えば足り、その通知が発信されれば、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされる。

オ. 株券発行会社の株主は、株券を喪失した場合、当該株券が善意取得されることを防止するために、当該会社に対し所定の事項を株券喪失登録簿に記載または記録することを請求し、所定の手続を経ることにより、当該株券を無効とすることができる。

- ① アイウ    ② アイオ    ③ アウエ    ④ イエオ    ⑤ ウエオ

第1問 1-4 (3点)

著作権法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 編集著作物とは、データベースに該当しない編集物であって、その素材の選択または配列によって創作性を有するものをいう。
- ② 他人の著作物を翻訳した者は、原著物の著作権者の許諾を得ずに原著物に新たな創作性を付加して翻訳していた。この場合、翻訳により創作されたものは、著作権法上、二次的著作物に該当しないため、当該翻訳をした者は、これを出版しても、著作権者から損害賠償請求等を受けることはない。
- ③ 自己の実名または変名として周知のものを、通常の方法により著作物の原作品に著作者名として表示している者は、著作権法上、その著作物の著作者と推定される。
- ④ 共有著作権は、原則として、その共有者全員の合意によらなければ行使することができないが、各共有著作権者は、正当な理由がない限り、この合意の成立を妨げることができない。
- ⑤ 著作物に関する複製権を有する者は、出版社等に対してその著作物の出版権を設定することができる。出版権の設定は、登録をしなければ第三者に対抗することができない。

第2問 2-1 (3点)

企業が共同で出資をして行う事業(合併事業)に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 合併事業を行うために、当事者間で合併契約を締結し合併会社として合同会社を設立した場合、合併事業に出資し社員となった企業は、合併会社の債務について無限に責任を負う。
- ② 合併事業を行うために、当事者間で合併契約を締結し合併会社として株式会社を設立した場合、合併事業に出資し株主となった企業の一部に債務不履行があったために合併契約が解除されたとしても、これにより直ちに合併会社の法人格が消滅するわけではない。
- ③ 合併事業を行うために、当事者間で民法上の組合契約を締結した場合、合併事業に出資し組合員となる企業は、合併事業に関し、民法上、その出資比率に応じて決議権を持ち、これに基づき組合の意思決定を行わなければならない。
- ④ 合併事業を行うために、当事者間で民法上の組合契約を締結した場合、合併事業に出資し組合員となった企業が合併事業から脱退するときは、当該組合員には、持分の払戻しを受けることは認められない。
- ⑤ 合併事業を行うために、当事者間で「有限責任事業組合契約に関する法律」上の有限責任事業組合契約を締結した場合、有限責任事業組合には、合併事業に出資し組合員となる企業とは別個独立の法人格が認められる。

第2問 2-2 (3点)

裁判外の法的紛争解決方法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 紛争当事者間で裁判外の和解が成立しても、両当事者が公証人役場に出頭し、公正証書を作成しなければ、当該和解はその効力を生じない。
- イ. 民事調停手続においては、紛争の一方当事者が調停の申立てをしたのに対して、相手方当事者が調停の期日に出頭しなかった場合には、直ちに調停を申し立てた当事者の主張を認める内容の調停調書が作成される。

- ウ. 民事調停が不成立となった場合、当該調停にかかる請求については、所定の裁判所に訴えが提起されたものとみなされ、自動的に民事訴訟手続に移行する。
- エ. 支払督促に対して債務者が異議を申し立てると、支払督促の申立て時に所定の裁判所に訴えの提起があったものとみなされる。
- オ. 不動産の賃貸借契約の当事者が、簡易裁判所において、当該賃貸借契約の解除に伴う未払賃料の支払いおよび不動産の明渡しについて、即決和解（訴え提起前の和解）を成立させ和解調書が作成された。この場合、当該和解調書は、賃料の支払いおよび不動産の明渡しのいずれについても、強制執行を申し立てるための債務名義となる。

- ① アイ    ② アオ    ③ イウ    ④ ウエ    ⑤ エオ

**第2問 2-3 (3点)**

インターネットを利用した電子商取引に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 事業者が商品を販売するためにインターネットのホームページ上に商品を掲載しており、これを見た消費者が商品を購入する旨の意思表示を電子メールにより行った。この場合、一般に、事業者によるホームページ上への商品の掲載が契約の申込みの意思表示に当たり、消費者からの電子メールによる購入する旨の意思表示が承諾の意思表示に当たる。
- イ. 事業者が商品を販売するためにインターネットのホームページ上に商品を掲載しており、これを見た消費者が、重大な過失によるコンピュータの操作ミスで意図しない商品購入の意思表示をしたため、要素の錯誤を理由に当該意思表示の無効を主張した。この場合において、事業者は、その商品購入画面上に消費者の商品購入の意思表示を行う意思の有無を確認するために必要な措置を講じていたときは、消費者に重大な過失があったことを理由に、売買契約は無効ではない旨を主張することができる。

- ウ. インターネットを利用した電子商取引においては、電子消費者契約法上、承諾の意思表示が相手方に到達した時に契約が成立する。
- エ. 事業者は、商品を販売するために開設したインターネットのホームページ上に、未成年者が商品を購入するには法定代理人の同意が必要である旨の警告を表示した上で、購入者の生年月日を入力する欄を設けていた。この場合において、未成年者が、法定代理人の同意を得ずに、かつ、未成年者ではないと事業者に誤信させるため、偽りの生年月日を入力するなど詐術を用いて商品購入の意思表示をした。この場合、当該未成年者は、自己が未成年者であることを理由として当該意思表示を取り消すことができない。
- オ. インターネットを利用した電子商取引については、電子消費者契約法が適用されるため、消費者保護を目的とする消費者契約法や特定商取引法は、原則として適用されない。

- ① アイウ    ② アウオ    ③ アエオ    ④ イウエ    ⑤ イエオ

**第2問 2-4 (3点)**

特許法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 発明甲につき特許を受ける権利を有するAは、特許出願をする前に、当該特許を受ける権利をBに譲渡した。この場合、Bは、当該特許を受ける権利の譲渡を第三者に対抗するには、特許出願をしなければならない。
- ② 発明甲につき特許を受ける権利を有するAは、特許出願をした。この場合において、当該特許出願の日から1年6ヶ月を経過したときは、Aが出願公開の請求をしなくても、原則として、当該特許出願について出願公開がなされる。
- ③ 発明甲につき特許を受ける権利を有するAが、発明甲について第三者Bに仮専用実施権を設定し、その登録がなされた。その後、発明甲について特許権の設定登録がなされた場合、Bは、Aから、発明甲についてあらためて専用実施権の設定を受けなければ、発明甲を実施することができない。

- ④ 発明甲の特許権者であるAは、発明甲について何らの権原も有しないBが発明甲の特許請求の範囲における請求項（クレーム）ごとに記載されている発明特定事項（発明の構成）のすべてを具現化した製品乙を製造し販売した場合、発明甲の特許権に基づき、Bに対して、製品乙の製造販売を停止するよう請求することができる。
- ⑤ いずれも個人発明家であるA、BおよびCが実質的に協力をして発明甲を完成させた場合、発明甲についての特許を受ける権利はA、BおよびCの共有となり、発明甲の特許出願は、A、BおよびCが共同でなさなければならない。

第3問 3-1 (3点)

時計の製造・販売業者であるA社は、自社で製造した時計に「X」という商品名を付して販売している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、本問における「X」および「Y」は、いずれも不正競争防止法上の商品等表示に該当するものとする。

- ア. 「X」がA社の販売する時計の商品名として「著名」である場合において、服飾品の製造業者であるB社が、その製造する服飾品に「X」という商品名を付して販売する行為は、B社が製造販売する商品が服飾品であって時計と同一または類似する商品ではないため、不正競争防止法上の不正競争には当たらない。
- イ. 「X」がA社の販売する時計の商品名として「周知」である場合において、A社の競業他社であるC社は、自社で製造する時計に「X」と類似する「Y」という商品名を付して販売し、故意に「X」と混同を生じさせ、A社の営業上の利益を侵害した。A社が、C社に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、C社がその侵害の行為により利益を受けているときは、不正競争防止法上、その利益の額は、A社が受けた損害の額と推定される。

- ウ. A社は、インターネット上のホームページに、「X」を表すドメイン名を使用しようとしている。この場合において、第三者Dが、不正の利益を得る目的で、「X」を表示する特定商品等表示と同一のドメイン名を使用する権利を保有しており、その使用によりA社に営業上の利益が侵害されるおそれがあるときは、不正競争防止法上、A社は、Dによる当該ドメイン名の保有および使用につき差止請求権を行使することができる。
- エ. A社は、時計「X」の発売1周年を記念して、A社の製品を全品3割引で販売する旨を広告に表示したが、実際には、一部の商品は割引の対象外とされていた。この場合において、A社が、当該表示について、消費者庁長官からその裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求められたにもかかわらず、これを提出しなかったときは、当該表示は、景品表示法上の有利誤認表示とみなされる。
- オ. A社は、他社でも同じ技術を採用して時計を製造・販売しているにもかかわらず、時計「X」の広告に、「この技術を採用しているのは当社だけである」と表示した。この場合、当該表示は、優良誤認表示として景品表示法上の不当表示に該当し得る。

- ① アイウ    ② アイエ    ③ アエオ    ④ イウオ    ⑤ ウエオ

### 第3問 3-2 (3点)

商法上の代理商に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 代理商が、本人との間の代理商契約に基づき、本人の平常の営業の部類に属する取引の代理を行い、第三者との間で本人の商品の売買契約を締結した。この場合、本人と当該第三者との間に直接売買契約の効果が生じる。
- ② 代理商と本人との間の代理商契約は、一般に、請負の性質を有する。
- ③ 代理商契約において報酬に関する定めが設けられていない場合、代理商は、本人に報酬を請求することができない。
- ④ 商法上、代理商には、取引の代理または媒介により生じた債権を被担保債権とする留置権が認められており、この留置権を代理商と本人との間の別段の意思表示によって排除することはできない。



- ⑤ 代理商は、本人と同種の事業を行う会社の取締役になるにあたり、本人の許可を受けることを要しない。

第3問 3-3・3-4

A株式会社は、日用品等の製造を行う会社法上の公開会社であり、取締役会設置会社および監査役設置会社である。A社では、営業部門の取締役Bが担当した取引において巨額の損失が発生する可能性があり、また、このことにつき一部の株主に疑念を持たれている。

この場合を前提として後記3-3、3-4に答えなさい。

第3問 3-3 (3点)

A社では、この問題に関し、今後の対応および経営方針等の説明のため、臨時株主総会を開催することを検討している。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 臨時株主総会を開催する場合、A社における招集権者である取締役は、原則として、総会の日の一定期間前までに、株主に対し招集通知を発しなければならない。
- ② A社が臨時株主総会を開催しない場合、一定の要件を充たすA社の株主Cは、A社の取締役に対し、株主総会を招集するよう請求することができる。
- ③ A社の株主Cは、一定の要件を充たす場合、臨時株主総会の開催に先立って、A社の取締役に対し、取締役Bの解任および新たな取締役Dの選任を総会の議題とすることを提案することができる。
- ④ A社が株主総会の定足数について定款で特別な定めを置いていない場合、臨時株主総会は、A社の株主総数の過半数が出席しなければ成立しない。
- ⑤ 臨時株主総会が本件損失に関する問題で紛糾することを防止するために、A社が、株主の権利の行使に関し、A社の計算において、特定の株主に金銭その他の利益を供与することは、禁止されている。

第3問 3-4 (3点)

A社では、臨時株主総会を開催するに先立って、この問題への対応を検討している。次の①～⑤の記述は、取締役Bに生じ得る責任についてA社内で話している甲と乙との会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

① 甲「今回の取引で当社に現実に損失が発生した場合、当社は、当該取引の担当取締役であるBに、損害賠償として損失に相当する金額を請求することはできますか。」

乙「会社法上、取締役は、その任務を怠ったときは、これによって生じた損害を会社に賠償しなければなりません。ただし、この取締役の会社に対する責任は過失責任とされているため、Bに故意または過失がなければ、当社は、Bに対し、当社に生じた損失に相当する金額について損害賠償を請求することができません。」

② 甲「仮にBに当社に対する責任が認められる場合、その責任を軽減することはできますか。」

乙「会社法上、当社に対するBの責任を全部免除することはできませんが、Bが善意でかつ重大な過失がなければ、総株主の同意または株主総会の特別決議によって、一定額を限度としてその責任を免除することができます。」

③ 甲「当社が、当社に対するBの責任を追及するため、民事訴訟を提起する場合、誰が当社を代表するのでしょうか。」

乙「本来、当社において会社を代表するのは代表取締役ですが、取締役間の関係から、民事訴訟を提起、追行しないおそれがあるため、会社法上、取締役ないし代表取締役とは別に、会社を代表する者が定められています。当社は監査役設置会社ですから、会社に対する取締役の責任を追及する民事訴訟については、当社の監査役が当社を代表します。」

- ④ 甲「当社が当社に対するBの責任を追及しない場合、もはや誰もその責任を追及することはできないのでしょうか。」
- 乙「当社が当社に対するBの責任を追及しない場合、一定の要件を充たす当社の株主には、Bに対する責任追及等の訴えの提起を当社に請求する権利が認められます。そして、その請求の日から一定の期間内に当社が責任追及等の訴えを提起しないときは、当該株主は、当社のために自ら責任追及等の訴えを提起することが認められます。」
- ⑤ 甲「Bは、この問題に関し、刑事上の責任を追及される可能性はありますか。」
- 乙「取締役が、自己または第三者の利益を図る目的または会社を害する目的で、その任務に背いて会社に財産上の損害を与える行為には、特別背任罪が成立し得ます。例えば、Bが、取引の相手方から個人的にリベートを受けることを目的として、当社に損失が生じるおそれのある取引をあえて行っていた場合、Bに特別背任罪が成立する可能性があり、刑事責任を追及されることがあります。」

第4問 4-1 (3点)

譲渡担保に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 動産に譲渡担保の設定を受けた譲渡担保権者は、たとえ目的物の引渡しを受けていたとしても、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(動産・債権譲渡特例法)に基づく動産譲渡登記がなされていないならば、当該動産への譲渡担保の設定を第三者に対抗することができない。
- イ. 不動産に譲渡担保を設定する場合、譲渡担保設定者は、譲渡担保権者と合意することにより、引き続き当該不動産を使用することができる。
- ウ. 不動産に設定された譲渡担保を実行するためには、裁判所の競売手続によらなければならない。
- エ. 不動産に設定された譲渡担保を第三者に対抗するには、登記を経なければならない。

オ. 動産に譲渡担保が設定され、動産・債権譲渡特例法に基づき動産譲渡登記がなされた場合、同法上、当該登記事項の概要は何人も開示を請求することができるが、すべての登記事項の開示を請求することができるのは譲渡の当事者、一定の利害関係人、譲渡人の使用人に限られる。

- ① アイウ    ② アイエ    ③ アウオ    ④ イエオ    ⑤ ウエオ

第4問 4-2 (3点)

独占禁止法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 複数の事業者が、入札についてあらかじめ協議を行い、当該入札における入札価格を取り決めた。この場合において、取り決めた入札価格で落札することができなかったときは、入札価格を取り決めた行為は、不当な取引制限には該当しない。
- ② 不当な取引制限に該当するための要件の1つとされている相互拘束とは、罰金や取引停止などの手段を用いて協定事項を強制的に遵守させることをいう。したがって、いわゆる紳士協定のように協定事項を遵守しなくても罰則などが課されないものは、相互拘束には当たらず、不当な取引制限には該当しない。
- ③ 複数の事業者が価格カルテルを行い、当該カルテルに関して公正取引委員会が調査を開始した後に、当該カルテルに参加した事業者の一部が、公正取引委員会の調査に協力して自発的に違反事実を申告した。この場合、調査に協力した事業者のうち、最初に違反事実を申告した事業者から3番目に違反事実を申告した事業者までが、課徴金の減額の対象となる。
- ④ 事業者が、相手方に商品を売却する旨の売買契約において、相手方が当該商品を第三者に販売するときの販売価格を一定の価格の範囲内に限定し遵守させたとしても、これは契約自由の範囲内の行為であり、不公正な取引方法には該当しない。
- ⑤ 商品の販売価格は、事業者間の自由な競争の下で決定されるべきであるから、商品を低廉な価格で販売する行為は、不公正な取引方法に該当することはない。

第4問 4－3 (3点)

破産手続に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 債務者が、その債務につきその財産をもって完済することができない状態、すなわち、債務超過である場合、当該債務者が法人であるか自然人であるかにかかわらず、当該債務者は破産手続開始の申立てをすることができる。
- イ. 債権者が破産手続開始の申立てをする場合には、あらかじめ、債務者の同意を得なければならない。
- ウ. 裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合、必要があると認めるときは、利害関係人による申立てまたは職権により、破産手続開始の申立てについて決定があるまでの間、原則として、債務者の財産に対して行われている強制執行などの手続の中止を命じることができる。
- エ. 破産手続開始の時ににおいて、破産者の特定の財産に対して特別の先取特権を有する債権者は、原則として、破産手続によらずにこれを実行して債権の回収を図り得る。
- オ. 裁判所は、破産財団をもって破産手続にかかる費用を支弁するのに不足すると認める場合には、破産手続開始の決定と同時に、破産手続廃止の決定をすることが認められている。

- ① アイエ    ② アイオ    ③ アウオ    ④ イウエ    ⑤ ウエオ

第4問 4-4 (3点)

X株式会社は、Y株式会社との間で吸収合併契約を締結し、Y社を吸収合併することとした。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① X社およびY社は、法定の事項を定めた吸収合併契約を締結し、所定の期間、当該吸収合併契約の内容等を記載または記録した書面または電磁的記録を本店に備え置き、これを各々の会社の株主および債権者の閲覧に供しなければならない。
- ② X社がY社の総株主の議決権の90%以上を有する特別支配会社である場合、X社がY社を吸収合併するにあたり、X社においては株主総会の承認を要しないが、Y社においては株主総会の承認を要する。
- ③ X社に会社法上の親会社が存在する場合、X社がY社を吸収合併するにあたり、X社は、Y社の株主に対し、合併の対価として、X社の株式のほか金銭やX社の親会社の株式を交付することができる。
- ④ X社がY社を吸収合併するにあたり、X社による吸収合併に反対するY社の反対株主は、原則として、Y社に対し、自己の有する株式の公正な価格での買取りを請求することができる。
- ⑤ X社がY社を吸収合併するにあたり、X社およびY社は、各々の会社の債権者に対して、当該吸収合併についての異議申立ての機会を与え、異議を申し出た債権者に対し、原則として、弁済等をするを要する。

第5問 5-1 (3点)

次の文章は、労働組合法上の労働組合について述べたものである。この文章中の下線部①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

労働組合とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体または連合団体である。したがって、例えば、①政治運動を主たる目的とする団体は、労働組合に該当しない。労働組合は、労働者が自主的に組織するものであるから、労働組合の結成や運営につき、使用者が支配し、または介入することは、原則として認められない。また、②使用者が、労働組合に対し、その運営のための経費の支出につき経理上の援助をすることは、原則として禁止される。他方、③労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合に、使用者が労働組合との間で、労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することは認められている。

ここで、労働協約とは、労働組合が、使用者と対等の立場に立って交渉し、労働条件等について取り決めたものをいう。労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名しまたは記名押印することによってその効力を生じる。

労働協約は、原則として、その労働協約を締結した労働組合の組合員にのみ適用されるが、④1つの工場事業場に常時使用される同種の労働者の4分の3以上が1つの労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者もその労働協約の適用を受ける。⑤労働協約の内容がすでに存在する就業規則の内容と抵触する場合には、当該就業規則の内容が優先する。

第5問 5-2 (3点)

A社は、裁判所の競売情報を見て、建物Xを競売で購入することを検討している。次のア～オの記述は、A社内において本件について話している甲と乙との会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 甲「建物Xは競売に付されていますが、建物Xが建築されている土地Yは競売に付されていません。現在、建物Xと土地Yは同一人が所有しており、そのうちの建物Xのみに設定された抵当権が実行され、建物Xが競売に付されたことがわかっています。この場合、当社が建物Xを競落するとどうなりますか。」
- 乙「抵当権設定当時に建物Xと土地Yを同一人が所有していた場合には、当社が競売で建物Xを競落すると、建物Xのために土地Yに法定地上権が成立するため、当社は土地Yを利用することができます。」
- イ. 甲「抵当権設定当時に建物Xと土地Yを別々の者が所有していた場合はどうなりますか。」
- 乙「抵当権設定当時に建物Xと土地Yを別々の者が所有していた場合、当社が建物Xを競落しても、法定地上権は成立しません。そこで、民法上、建物Xを競落しようとする者には、その請求により、抵当権の設定されていない土地Yも同時に競売に付させ、建物Xと共に競落することができる権利が認められています。」
- ウ. 甲「土地Yは、建物Xの建築されている土地の部分とその周囲の広大な空地の部分からなる、かなり広い土地です。土地Yに法定地上権が成立する場合、法定地上権はどの範囲で成立するのですか。」
- 乙「法定地上権は、必ずしも建物の敷地部分に限定して成立するわけではなく、建物の利用に必要な土地の範囲についても成立します。」
- エ. 甲「土地Yに法定地上権が成立する場合、競落人は、土地Yを利用するために地代を支払う必要がありますか。」
- 乙「法定地上権は民法に基づいて認められる権利ですから、競落人は、土地Yの利用の対価である地代を土地Yの所有者に支払う必要はありません。」



オ. 甲「競落人は、土地Yに成立した法定地上権を第三者に対抗するには、登記をする必要がありますか。」

乙「競落人は、建物Xのために土地Yに成立した法定地上権を第三者に対抗するには、建物Xの登記または土地Yにつき地上権の登記が必要となります。」

- ① アイウ    ② アウオ    ③ アエオ    ④ イウエ    ⑤ イエオ

第5問 5-3 (3点)

X社は、服飾製品の製造と卸販売を行う日本の会社である。X社は、製品の生産拠点をA国に移転し、また製造過程の一部をA国の法人であるY社に委託することとした。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① X社とY社との間の取引に関し民事上の法的紛争が生じた場合に備え、X社とY社との間で国際裁判管轄の合意をする場合、日本の民事訴訟法上、当該合意は書面または電磁的記録でなければ効力を生じない。
- ② X社とY社は、日本の民事訴訟法に従って、両者の間で生じた民事上の法的紛争については日本の裁判所に訴えを提起しなければならない旨の国際裁判管轄の合意をした。この場合であっても、実際に日本以外の国の裁判所に民事訴訟が提起されたときに、当該合意が必ずしも有効なものと扱われるとは限らない。
- ③ X社とY社との間に生じた民事上の法的紛争について、日本の裁判所とA国の裁判所に、それぞれ同一の内容の民事訴訟が係属している場合、日本の民事訴訟法上、日本の裁判所は、日本の裁判所に提起された訴えを却下しなければならない。
- ④ X社とY社との間に生じた民事上の法的紛争について、Y社が、A国の裁判所に民事訴訟を提起し、Y社の請求を認容する旨の判決が言い渡された場合でも、当該判決の内容を日本国内で執行するには、一定の要件の下で日本の裁判所の執行判決を得る必要がある。
- ⑤ X社とY社との間に生じた民事上の法的紛争について、日本の裁判所に民事訴訟が提起され事件が審理される場合でも、当然に日本の法律が当該事件の準拠法となるとは限らない。

第5問 5-4 (3点)

消費者保護法規に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 割賦販売法上、消費者が販売業者と提携している信販会社を利用して個別信用購入あっせんの方法で30万円の宝石を購入した場合、消費者は、販売業者が宝石を引き渡さないときであっても、信販会社に対して賦払金の支払いを拒むことができない。
- イ. 割賦販売法上、販売業者は、その提携している信販会社を利用して個別信用購入あっせんの方法で消費者に宝石を販売しようとする場合、消費者に対して、所定の方法により、現金販売価格、代金の支払期間および回数、手数料の料率等を示さなければならない。
- ウ. 割賦販売法上、販売業者が、消費者に対し、電話勧誘販売にかかる宝石の売買契約の締結について勧誘を行い、消費者が、販売業者と提携している信販会社を利用して個別信用購入あっせんの方法で宝石を購入した場合において、消費者と信販会社との間で、立替払契約（個別信用購入あっせん関係受領契約）についてはクーリング・オフを行使することができない旨を合意していたときには、消費者は、クーリング・オフを行使することができない。
- エ. 特定商取引法上、販売業者が、消費者に対し、電話勧誘販売にかかる宝石の売買契約の締結について勧誘を行ったのに対し、消費者が売買契約を締結しない旨の意思を表示した場合、販売業者は、当該消費者に対し、当該売買契約の締結について再度の勧誘をしてはならない。
- オ. 販売業者は、消費者の求めがないのに、消費者の自宅に電話を掛けて、消費者との間で電話勧誘販売にかかる宝石の売買契約を締結した。その後、消費者は、当該売買契約を解除した。この場合、当該売買契約において解除されたときの違約金が定められていたとしても、販売業者は、消費者に対し、特定商取引法の定める上限を超える額の金銭の支払いを請求することができない。

- ① アイオ    ② アウエ    ③ アウオ    ④ イウエ    ⑤ イエオ

第6問 6-1 (2点)

甲株式会社は、新規工場の建設資金を調達するため、募集株式の発行を検討している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 甲社が公開会社でない場合、甲社は、定款を変更して発行可能株式総数を増加させるに際し、発行済株式総数の4倍を超えて発行可能株式総数を増加させることはできない。
- イ. 甲社が公開会社でない場合、甲社は、募集株式の発行にあたり、原則として、株主総会の特別決議により、募集事項を決定しなければならない。
- ウ. 甲社が株主割当てによる募集株式の発行を行おうとしたが、甲社の株主からは、株式引受けの申込期日までに募集株式の数の3分の1に満たない引受けしかなく、出資される財産の価額の総額は、新規工場の建設に必要な資金に満たなかった。この場合、募集株式の発行手続の全部が無効となる。
- エ. 甲社が公開会社である場合において、甲社の株主ではない第三者に株式を割り当てる方法により募集株式の発行をするときは、甲社は、原則として、取締役会の決議により募集事項を決定することができる。
- オ. 甲社が募集株式を発行するにあたり、募集株式の引受人Xは、甲社の取締役Yと共謀して、著しく不公正な払込金額で募集株式を引き受けた。この場合、Xは、甲社に対し、当該払込金額と当該募集株式の公正な価額との差額に相当する金額を支払う義務を負う。

- ① アイウ    ② アイオ    ③ アウエ    ④ イエオ    ⑤ ウエオ

第6問 6-2 (2点)

製造物責任法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 小売業者A社は、プライベートブランド甲を展開しており、食品や日用品等に共通して自社の商標「甲」を付し、製造業者として自社の名称を表示し販売している。甲ブランドで販売されている商品のうち、A社がB社に製造を委託した飲料乙に、製造段階でのミスが原因で異物が混入していたという欠陥があったため、A社の店舗で飲料乙を購入し飲用した消費者Cが負傷した。この場合、飲料乙を製造したB社のほか、A社にも、当該負傷により生じた損害について、Cに対する製造物責任法に基づく損害賠償責任が成立する。
- ② 建設業者A社は、不動産業者B社からの注文を受け、住宅甲を建築した。住宅甲には、A社の作業員の杜撰な施工が原因で雨漏りするという欠陥があったため、B社から住宅甲を購入した消費者Cの家財道具が多数汚損した。この場合、A社には、当該雨漏りにより生じた損害について、Cに対する製造物責任法に基づく損害賠償責任は成立しない。
- ③ 家具店を経営するA社は、B社の製造した照明器具甲をC社に販売した。照明器具甲は、A社の従業員によりC社の経営する店舗に設置されたが、当該従業員の過失により適切に設置されなかったことが原因で、設置の直後に落下した。そのため、C社は、2日間にわたり、当該店舗での営業を休止せざるを得なかった。この場合、A社には、当該店舗の休業により生じた損害について、C社に対する製造物責任法に基づく損害賠償責任は成立しない。
- ④ A社の製造した加工食品甲には原材料としてアレルギー物質を含む食品が使用されていたが、加工食品甲の容器包装にその旨が表示されていなかったという欠陥があったため、これに気付かず加工食品甲を購入し食した消費者Bが、アレルギー症状を発し入院した。この場合、A社には、当該アレルギー症状により生じた損害について、Bに対する製造物責任法に基づく損害賠償責任が成立する。

- ⑤ A社の製造した自転車甲に、部品同士の溶接に不具合があるという欠陥があったため、消費者Bが自転車甲を購入した直後に、自転車甲は破損し使用不能となった。この場合、自転車甲の破損以外にBに損害が生じていなくても、A社には、自転車甲の破損により生じた損害について、Bに対する製造物責任法に基づく損害賠償責任が成立する。

第6問 6-3 (2点)

A社は、B社にその経営資金を融資したが、その返済がなされる前に、B社の経営状態が悪化し、B社は債務超過の状態に陥った。B社は、抵当権等の担保権がまったく設定されていない、B社が所有する本社ビルおよびその敷地をC社に売却する旨の不動産売買契約を締結し、その所有権移転登記を経た。そこで、A社は、本件不動産売買契約につき、詐害行為取消権を行使することを検討している。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、裁判上であるか裁判外であるかを問わず、本件不動産売買契約について詐害行為取消権を行使することができる。
- ② A社は、本件不動産売買契約の取消しを求めて詐害行為取消訴訟を提起した。この場合、当該訴訟の被告となるのはC社のみであり、B社は被告とならない。
- ③ A社は、B社およびC社のいずれも、本件不動産売買契約の締結時にA社を害することを知らなかった場合であっても、本件不動産売買契約について、詐害行為取消権を行使することができる。
- ④ A社は、裁判上、詐害行為取消権を行使して、本件不動産売買契約を取り消した。この場合、A社は、本件ビルおよびその敷地について、C社から自社への所有権移転登記を請求することができる。
- ⑤ C社は、本件ビルおよびその敷地を第三者であるD社に売却し、その所有権移転登記を経た。この場合、A社は、D社が本件ビルおよびその敷地を購入する時点でA社を害することを知っていたか否かにかかわらず、本件不動産売買契約について、詐害行為取消権を行使することができない。

第6問 6-4 (2点)

株式会社の設立に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 株式会社の設立に際して出資される財産の価額またはその最低額は、定款に必ず記載または記録されなければならない事項である。
- イ. 発行可能株式総数は、定款作成時に定められる必要はなく、株式会社成立の時までに定められれば足りる。
- ウ. 株式会社の設立時に現物出資がなされる場合、現物出資の目的財産およびその価額等が定款に記載または記録されなければ、当該定款そのものが無効となる。
- エ. 株式会社の成立時における現物出資の目的財産の価額が、定款に記載または記録された価額に著しく不足する場合、発起人および設立時取締役は、原則として、当該会社に対し、連帯してその不足額を支払う義務を負う。
- オ. 株式会社の設立にあたりなされた財産引受けに関する事項が、設立時に作成された定款に記載または記録されていなかった場合、設立後の会社は、当該財産引受けを追認することができる。

- ① アイエ    ② アイオ    ③ アウエ    ④ イウオ    ⑤ ウエオ

第7問 7-1 (2点)

環境保全関連法および社会福祉関連法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 法律と条令がいずれも同一の環境保全目的で規制を行っている場合、条例は法律の規制の範囲内でのみ定め得るものであるため、企業は法律の規制にのみ従えば足りる。
- イ. 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)は、一定の業種に属する事業者に対し、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)のための取組みを求めている。

- ウ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）上、事業活動に伴って生じた廃棄物はすべて産業廃棄物に該当し、事業者は、その排出した産業廃棄物を所定の基準に従って処理しなければならない。
- エ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）上、医療法人が病院を新設する場合、当該医療法人は、高齢者や障害者の移動や利用上の利便性等を向上させるため、一定の基準に適合させることを義務付けられる。
- オ. 身体障害者補助犬法上、公共交通事業者等は、その管理する公共交通機関等を身体障害者が利用する場合、原則として、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならない。

- ① アイウ    ② アイオ    ③ アウエ    ④ イエオ    ⑤ ウエオ

**第7問 7-2 (2点)**

仲裁法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 仲裁合意は、必ずしも書面である必要はなく、口頭の合意でも成立する。
- イ. 契約当事者間で、当該契約に関する民事上の法的紛争は仲裁により解決する旨の仲裁合意が成立した。この場合であっても、当事者間に当該契約に関する民事上の法的紛争が生じ、一方当事者が当該合意に従わず裁判所に民事訴訟を提起したときは、その相手方は当該合意を根拠として裁判所に当該民事訴訟の却下を求めることはできない。
- ウ. 仲裁においては、当事者の合意により、仲裁人を選任することができる。
- エ. 仲裁手続における審理は、公開して行うことが義務付けられている。
- オ. 仲裁人によってなされた仲裁判断には、確定判決と同一の効力が認められる。

- |   |     |     |     |     |     |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー× | イー× | ウー○ | エー× | オー○ |
| ② | アー○ | イー○ | ウー○ | エー○ | オー× |
| ③ | アー× | イー× | ウー○ | エー○ | オー× |
| ④ | アー○ | イー× | ウー○ | エー× | オー○ |
| ⑤ | アー× | イー× | ウー× | エー○ | オー× |

第7問 7-3 (2点)

株式会社の解散および清算に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 株式会社が株主総会の決議によって解散する場合、当該決議は特別決議であることを要する。
- イ. 株式会社は、破産手続開始の決定を受けると解散する。
- ウ. 清算手続中の株式会社は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまでは存続するものとみなされる。
- エ. 解散前に株式会社の取締役であった者は、当該株式会社の清算人となることができず、裁判所が職権により清算人を選任しなければならない。
- オ. 清算人は、債権の取立ておよび債務の弁済をすることはできるが、残余財産の分配をすることはできない。

- ① アイウ    ② アウエ    ③ アエオ    ④ イウオ    ⑤ イエオ



第7問 7-4 (2点)

Aは、Bから、Bの所有する中古住宅を購入し、代金を支払ったが、所有権移転登記を経ていない。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① Bが所有権移転登記手続に協力しないため、Aは、Bを相手方として所有権移転登記手続請求訴訟を提起し、Aの請求を認容する旨の確定判決を得た。この場合、Aは、単独で本件所有権移転登記の申請をすることができる。
- ② Aは、所有権移転登記の申請に必要な手続上の条件が整わないため、所有権移転の仮登記を経た。当該手続上の条件が整った後、当該仮登記に基づく本登記がなされる前に、Bは、本件住宅を第三者Cに二重に譲渡し、所有権移転登記がなされた。この場合、Aは、当該仮登記に基づく本登記がなされれば、Cに対し、本件住宅の所有権の取得を対抗することができる。
- ③ 本件住宅には、本件売買契約締結の前から、Bが債権者Cに対して負う金銭債務の担保として抵当権が設定され、その旨の登記がなされていた。この場合、BからAへの所有権移転登記がなされると、当該抵当権は消滅し、抵当権設定登記も抹消される。
- ④ 本件住宅には、本件売買契約締結の前から、Bの債権者Cの申立てに基づく差押えの登記が付されていた。この場合、BからAへの本件住宅の所有権移転登記がなされても、その後に当該差押えに基づく強制執行により、第三者Dが本件住宅を競落すると、Dへの本件住宅の所有権移転登記がなされるとともに、Aに対する所有権移転登記は抹消される。
- ⑤ 第三者Cは、AおよびBに対する強迫によりAへの所有権移転登記の申請を妨げ、Aが登記を経ないうちにBから本件住宅を買い受けてCへの所有権移転登記を経た。この場合、Aは、登記なくして本件住宅の所有権をCに対抗することができる。

第8問 8-1 (2点)

酒造会社のX社は、自社が経営する直販所において、製品を消費者に販売している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. X社が直販所に来店した消費者Yに製品を販売した場合、その販売方法が訪問販売や割賦販売に該当しなくても、その取引には消費者契約法が適用される。
- イ. 消費者Yは、X社からの勧誘を受けることなく直販所を自ら訪れて、製品を購入し代金の全額を支払った。この場合、消費者契約法上、Yは、一定の期間内であれば、クーリング・オフを行使して、製品の売買契約を無条件で解除することができる。
- ウ. X社の直販所において、製品の説明や販売の勧誘を担当していたX社の従業員Zが、消費者Yが帰りたいと申し出ているにもかかわらず、これを無視して勧誘を継続し、困惑したYに製品を購入させた。この場合、Yは、消費者契約法に基づき、製品の売買契約を取り消すことができる。
- エ. X社の直販所において、X社の従業員Zが、X社の製造したワインの説明をするに際し、消費者Yに対し、「このワインは、有機無農薬栽培のぶどうのみで作られています」との不実の告知を行い、これを事実だと誤認したYに当該ワインを購入させた。この場合、Yは、当該ワインの売買契約を取り消すことができる。
- オ. X社は、直販所内に「当社は、当社の製品の隠れた瑕疵によりいかなる損害が生じても、その責任を一切負いません」との表示をしている。この場合、X社は、製品を購入した消費者Yに当該製品の隠れた瑕疵により生じた損害について、民法の瑕疵担保責任の規定による責任をすべて免れることができる。

- ① アイエ    ② アウエ    ③ アウオ    ④ イウオ    ⑤ イエオ

第8問 8－2 (2点)

会社法上の公開会社であるX株式会社では、唯一の監査役としてYが選任されている。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① Yは、X社の株主から申立てがあったときに限り、X社の取締役等に対して事業の報告を求め、またはX社の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- ② X社は、Yの監査の範囲を会計に関するもの(会社監査)に限定する旨を定款で定めることができる。
- ③ X社は、Yが適切にその職務を行っていない場合、取締役会の決議によりYを解任することができる。
- ④ Yは、その職務を行うため必要があるときであっても、X社の会社法上の子会社であるZ社の財産の状況を調査することはできない。
- ⑤ X社が監査役会を設置するには、Yのほかに少なくとも2名の監査役を選任しなければならない。全監査役のうち半数以上は、社外監査役でなければならない。

第8問 8-3 (2点)

民事訴訟手続に関する次の文章中の下線部(a)～(e)の記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

民事訴訟において、訴えが提起され、裁判官に事件が分配されると、裁判官は訴状を審査する。そして、(a)裁判官は、訴状に記載された請求内容が認容されず原告に勝訴の見込みがないことが明らかであると判断したときは、直ちにその訴状を却下しなければならない。

訴えを提起する裁判所は、原告が自由に選べるわけではなく、管轄権のある裁判所でなければならない。(b)民事訴訟において第一審の管轄裁判所となるのは、例えば、被告の住所地を管轄する裁判所や財産権上の訴えについての義務履行地を管轄する裁判所であり、当事者間の合意によりこれらと異なる裁判所を管轄裁判所とすることは認められない。

訴えが提起されると、第1回の口頭弁論期日が指定され、訴状が被告に送達される。第1回の口頭弁論期日では、通常、原告は訴状の陳述を行い、被告は答弁書の陳述を行う。(c)第1回の口頭弁論期日に被告が欠席した場合であっても、被告が事前に答弁書を提出していたときには、当該答弁書に記載された内容がそのまま陳述されたものとみなされる。

裁判所は、事件の争点や証拠を整理するために必要があるときは、事件を弁論準備手続に付することができる。(d)弁論準備手続は、原則として非公開の手続であり、準備書面の提出、証拠の申出、文書の証拠調べ等が行われる。

訴訟が進行して争点が明らかとなり、裁判所の心証が形成されれば、口頭弁論は終結し、判決が下される。(e)判決は、その言渡しによってその効力を生じるが、裁判所は、当事者双方が在廷していなければ、判決の言渡しをすることはできない。

- ① a b    ② a c    ③ b e    ④ c d    ⑤ d e

第8問 8-4 (2点)

相殺に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. A社は、B社に対し、履行期の到来している100万円の貸金債権を有している。  
また、B社は、A社に対し、履行期の到来していない70万円の請負代金債権を有している。この場合、民法上、A社は、貸金債権を自働債権、請負代金債権を受働債権として相殺することにより、請負代金債務を免れることができる。
- イ. A社は、B社に対し、履行期の到来している100万円の貸金債権を有している。  
また、B社は、A社に対し、履行期の到来している30万円の商品の引渡請求権を有している。この場合、民法上、B社は、商品の引渡請求権を自働債権、貸金債権を受働債権として相殺することにより、30万円の限度で借入金債務を免れることができる。
- ウ. A社は、B社に対し、履行期の到来している100万円の貸金債権を有している。  
また、B社は、A社に対し、履行期の到来していない80万円の売掛金債権を有している。この場合、民法上、B社は、売掛金債権を自働債権、貸金債権を受働債権として相殺することにより、80万円の限度で借入金債務を免れることができる。
- エ. A社は、B社に対し、履行期の到来している100万円の貸金債権を有している。  
また、B社は、A社に対し、履行期の到来している50万円の工作機械の引渡請求権および履行期の到来してない70万円の請負代金債権を有している。この場合、民法上、A社は、貸金債権を自働債権、工作機械の引渡請求権および請負代金債権を受働債権として相殺することにより、100万円の限度で工作機械の引渡債務および請負代金債務を免れることができる。
- オ. A社は、B社に対し、履行期の到来している100万円の貸金債権を有している。  
また、B社は、A社に対し、A社の不法行為により生じた60万円の損害賠償債権を有している。この場合、民法上、A社は、貸金債権を自働債権、損害賠償債権を受働債権として相殺をすることができない。

- ① アウ    ② アオ    ③ イエ    ④ イオ    ⑤ ウエ

第9問 9-1 (2点)

公益通報者保護法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. X社の経理担当者Yは、経理部長が不正経理によりX社の金員をだまし取っていることを知った。Yがこの事実につき行政機関に対して公益通報をする場合と報道機関に対して公益通報をする場合とでは、Yが公益通報者保護法による保護を受けるための要件は異なる。
- イ. X社の株主総会の担当者Yは、株主Zに対し、X社の計算で利益を供与して、株主総会でX社の経営陣に有利な議決をするよう働きかけた。Yは、この事実につき行政機関に対して公益通報をすれば、公益通報者保護法により、刑の減免の特典を受けることができる。
- ウ. 個人情報保護法に抵触する事実は公益通報の対象ではないため、X社の従業員Yは、X社が個人情報保護法に抵触する措置をとっていることを知り、この事実につき処分や勧告等の権限を有する行政機関に申告したことを理由としてX社から解雇されたとしても、公益通報者保護法による保護を受けることはできない。
- エ. X社の従業員Yは、X社が廃棄物処理法に違反して公益通報の対象となる措置をとっていることを知り、この事実につきX社の公益通報窓口に対して公益通報をした。その後、X社は、Yの勤務態度が著しく不良であることを名目としてYを解雇したが、解雇の実質的な理由が公益通報をしたことである場合、当該解雇は無効である。
- オ. Xは、労働者派遣事業法上の派遣元事業主であるY社との間で雇用契約を締結し、Y社からZ社に派遣されている派遣労働者である。Xは、Z社において、金融商品取引法に基づき作成が義務付けられている報告書に虚偽の記載が日常的に行われていることを知り、この事実につき行政機関に対して公益通報をした。この場合、Z社は、Xが公益通報をしたことを理由として、Y社に派遣労働者の交代を求めるなど、Xに対する不利益な取扱いをしてはならない。

- ① アイエ ② アウオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ イウオ

第9問 9-2 (2点)

貸主A社が、借主Bとの間で金銭消費貸借契約を締結し、金銭の貸付けを行う場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×としたときの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社と商店を営むBとの間で締結された本件金銭消費貸借契約において、利息に関し何ら約定がなされていなくても、A社は、Bに対し、法定利息の支払いを請求することができる。

イ. 本件金銭消費貸借契約において返還時期が定められなかった場合、A社は、貸金の返還を請求するには、Bに対して、相当の期間を定めて催告を行う必要がある。

ウ. 金銭消費貸借契約の利息については、利息制限法上、その上限が元本の額に応じて法定されているため、A社とBとの間の本件金銭消費貸借契約においてその上限を数%超える利率による利息の約定がなされた場合、本件金銭消費貸借契約は、当該上限を超える利息の部分に限り無効となる。

エ. 貸金業法上の貸金業者であるA社は、Bとの間で金銭消費貸借契約を締結する場合において、一定の要件を充たすときは、犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)に基づき、Bの氏名等の本人特定事項等の確認を行わなければならない。

オ. 貸金業法上の貸金業者であるA社は、個人顧客であるBを相手方とする貸付けにかかる契約を締結しようとする場合において、当該契約の締結により、Bの借入残高がその年収等の一定割合を超えるときは、原則として、当該貸付けにかかる契約を締結してはならない。

- |   |     |     |     |     |     |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー○ | ウー○ | エー○ | オー○ |
| ② | アー○ | イー○ | ウー○ | エー○ | オー× |
| ③ | アー○ | イー○ | ウー× | エー○ | オー○ |
| ④ | アー○ | イー× | ウー○ | エー× | オー○ |
| ⑤ | アー× | イー○ | ウー× | エー○ | オー× |

第9問 9-3 (2点)

商品のデザインの法的保護に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. X社は、液晶画面に直接触れることで操作できる腕時計を開発した。この場合、当該腕時計がその機能を発揮できる状態にするために行われる操作に必要な画像として当該腕時計に表示されるものは、意匠権の対象となり得る。
- イ. X社は、自社の新商品のデザインをホームページで自ら公開した。この場合であっても、自ら公開したデザインは公知の意匠に該当することはないため、X社は、当該デザインについて意匠権の設定登録を受けることができる。
- ウ. X社は、自社が開発したデジタル音楽プレイヤーが、X社を代表する非常に著名な商品となったため、自社がインターネットを通じて提供しているデジタル音楽配信サービスのサービスマーク（商標）として、当該音楽プレイヤーの形状を模したマークを使用することを検討している。X社は、当該サービスマークのように文字をまったく使わない商標であっても、商標権の設定登録を受けることができる。
- エ. X社は、斬新なデザインのパソコンを開発し販売したが、そのデザインについて意匠権の設定登録を受けていない。X社が当該パソコンの販売を開始した3ヶ月後、Y社は、X社の当該パソコンのデザインを模倣したパソコンを製造し販売した。この場合、X社は、原則として、不正競争防止法に基づき、Y社に対して、X社が被った損害について損害賠償請求をすることができる。
- オ. X社は、開発中のスマートフォンの新規なデザインを厳重に秘密として管理している。この場合において、X社の従業員Yは、当該デザインを第三者に漏洩し不正の利益を得たときは、刑事上の責任を負うことはないが、民事上の責任を負うことはある。

- ① アイウ    ② アイオ    ③ アウエ    ④ イエオ    ⑤ ウエオ



第9問 9-4 (2点)

運送会社であるA社は、自社の事業に使用する自動車の修理を社内で行っており、修理の一部を自動車の整備業者であるB社に委託している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、A社は下請代金支払遅延等防止法(下請法)上の親事業者に該当し、B社は下請法上の下請事業者該当するものとする。

- ア. A社は、B社に自動車の修理を委託した場合、原則として、直ちに、A社およびB社の商号、給付の内容、給付を受領する期日等を記載した書面をB社に交付しなければならないが、書面の交付は、B社の承諾の有無にかかわらず、電子メール等の方法に代えることができる。
- イ. A社は、B社に自動車の修理を委託した場合、原則として、B社が修理した自動車を受領した日から起算して60日以内で、かつ、できる限り短い期間内において、下請代金を支払う期日を定めなければならない。
- ウ. A社は、B社に対し、自社と取引をする条件として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を協賛金として負担することを要請し、B社に応じさせた。この場合であっても、A社は、B社の責めに帰すべき理由がないのに、B社に支払うべき下請代金の額から協賛金に相当する額を減ずることはできない。
- エ. A社は、正当な理由がなければ、B社に対し、自動車の修理を委託する条件として、A社の指定する物を強制して購入させることはできない。
- オ. A社は、B社に対し、自動車の修理を委託した。この場合、A社が、B社に対し、下請代金の支払いにつき、現金ではなく、振出日から支払期日までの期間(手形サイト)が180日の手形を交付しても下請法に違反しない。

- ① アイウ    ② アイオ    ③ アエオ    ④ イウエ    ⑤ ウエオ

第10問 10-1 (2点)

売買契約における売主Aが買主Bの協力を得て行う売買代金債権の回収に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① Bは、第三債務者Cに対して金銭債権を有するが、当該金銭債権にはCとの間で債権譲渡を禁止する旨の特約が付されている。この場合において、当該金銭債権について、AとBとの間でAがBに代わってCから債権の取立てを行う旨の委託を受ける代理受領の合意がなされたとしても、当該代理受領の合意は、譲渡禁止特約を潜脱するものであり、無効である。
- ② Bは、Aが代物弁済を認めない意思を明示している場合であっても、売買代金債務の額を超える価値を有する物をAに給付することにより、Aの承諾がなくても、売買代金債務を消滅させることができる。
- ③ Aは、Bとの間で売買契約を締結する際に、売買代金債権を保全するため、Bが売買代金債務を弁済するまでは売買目的物の所有権をAが留保する旨の所有権留保の特約をし、売買目的物をBに引き渡した。Aは、所有権留保の特約に基づき当該売買目的物をBの元から引き揚げる場合でも、原則として、Bの同意を得なければならない。
- ④ Bが売買代金の一部をAに支払った後に、AとBとの間で、売買代金の残債務相当額につき、BがAから借り入れるという形式をとる旨の契約を締結したとしても、当該契約は、もともとの売買代金債務の内容を変更するものであるから、無効である。
- ⑤ Bが売買代金債務を弁済しない場合に、Aが売買代金債権を第三者Cに譲渡し、その譲渡代金から売買代金債権を回収するには、A、BおよびCの三者が当事者となって債権譲渡契約を締結する必要があるが、三者による契約がない限り、債権譲渡は無効である。

第10問 10－2 (2点)

不法行為に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、スポーツクラブを運営する会社であるが、スポーツクラブ内の一部のランニングマシンが故障していたのに修理を怠り、また、故障の周知を徹底していなかった。そのため、スポーツクラブの利用者Bは、故障の事実を知らずに故障したランニングマシンを使用したことが原因で負傷した。この場合、A社とBとの間には施設利用契約が存在するため、Bの被った損害の賠償にあたっては、A社に民法709条等の不法行為責任は生じ得ないが、A社に当該契約上の責任は生じ得る。
- ② A社は、B社からB社所有の建物を賃借しているが、当該建物の外壁の一部が崩落し、付近を通行していたCにその破片が当たり負傷させた。この場合、A社は、損害の発生を防止するのに必要な注意をしたことを証明すれば、Cに対する民法717条の土地工作物責任の規定に基づく損害賠償責任を免れることができる。
- ③ 酒類の小売業者であるA社の従業員Bは、顧客から注文を受けた商品を自転車で配達する途中、前方不注意により通行人Cに接触し負傷させた。この場合、A社は、Bの選任およびその事業の監督について相当の注意をしたこと、または相当の注意をしても損害が生ずべきであったことを証明することができなければ、Cに対し民法715条の使用人責任の規定に基づく損害賠償責任を負う。
- ④ 5歳の幼児Aは、自宅マンションのベランダで親権者Bと遊んでいたが、ふざけてベランダの外に向けて投げた玩具が付近を通行中のCに当たり負傷させた。この場合、Aは、責任能力がないため、Cに対し民法709条の不法行為の規定に基づく損害賠償責任を負わないが、Aの監督義務者であるBは、その義務を怠らなかつたこと、またはその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったことを証明することができなければ、Cに対し民法714条の監督義務者の責任の規定に基づく損害賠償責任を負う。
- ⑤ Aは、B、CおよびDから暴行を受け、負傷した。B、CおよびDの行為が民法719条に規定する共同不法行為に該当する場合、B、CおよびDは、Aの被った損害について、連帯して損害賠償責任を負う。

第10問 10-3 (2点)

倉庫寄託契約に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 商法上、倉庫営業者は、自己またはその使用人が受寄物の保管に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、受寄物の滅失または毀損に関し損害賠償責任を免れることができない。
- イ. 受寄者が受寄物の所有権を取得し、返還時に受寄物と種類、品質および数量の点で同じ物を寄託者に返還する場合、商法上、当該受寄者は、倉庫営業者に該当しない。
- ウ. 倉庫営業者には、民法上、受寄物について留置権が認められているが、先取特権は認められていない。
- エ. 倉庫営業者は、民法上、寄託者の承諾があるときは、他の倉庫営業者に受寄物を保管させることができる。
- オ. 倉庫営業者は、商法上、寄託者の請求があればいつでも受寄物を返還しなければならず、倉庫証券が発行されている場合であっても、証券と引換えでなければ返還しない旨を主張することはできない。

- ① アイエ    ② アイオ    ③ アウオ    ④ イウエ    ⑤ ウエオ

第10問 10-4 (2点)

X株式会社は、取引先であるY株式会社に対して多額の売掛金債権を有しているが、Y社からの弁済が滞っており、その支払期限の延期の申出を受けている。次の①～⑤の記述は、本件に関し、X社内において倒産処理手続について話している甲と乙の会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 甲「Y社については、倒産した場合も視野に入れて対応を検討する必要がありますが、当社に支払いの延期を求めていることからすれば、少なくとも現時点では再建を目指しているように思います。再建型の法的整理手続には、会社更生法に基づく会社更生手続と、民事再生法に基づく民事再生手続とがありますが、両者はどのような点が異なりますか。」
- 乙「まず、会社更生手続は株式会社のみを適用対象としているのに対し、民事再生手続は株式会社以外の法人や自然人も適用対象としている点が異なります。」
- ② 甲「そのほかに、両手続は、どのような点が異なりますか。」
- 乙「会社更生手続においては、裁判所から選任された管財人に事業経営権や会社財産の管理処分権が移行しますが、民事再生手続においては、原則として、従来の経営陣が引き続きY社の事業経営を行い、財産を管理します。」
- ③ 甲「では、Y社について仮に民事再生手続開始の決定がなされた場合、その後の手続はどのように進められますか。」
- 乙「Y社について民事再生手続開始の決定がなされた場合、これと同時に、債権届出期間と債権調査期間が定められます。そして、Y社は、原則として、裁判所の定める期間内に再生計画案を作成し、裁判所に提出しなければなりません。この再生計画案について、債権者集会の決議または書面による決議が行われます。」

- ④ 甲「Y社について民事再生手続が開始された場合、民事再生手続開始の前から当社がY社に対して有する売掛金債権はどのような取扱いを受けるのですか。」
- 乙「民事再生手続開始前の原因に基づき当社がY社に対して有する売掛金債権は再生債権となり、原則として、再生計画に従って弁済を受けることになります。」
- ⑤ 甲「当社は、当社が第三者に対して負っていた金銭債務について、Y社に立替払いをしてもらいましたが、まだ立替払金をY社に弁済していません。Y社について民事再生手続が開始された場合、当社は、この立替払金の返還債務と売掛金債権とを相殺することで、売掛金債権の実質的な回収を図ることはできないでしょうか。」
- 乙「債権者間の公平を図るため、民事再生手続が開始した後は、再生債権者は、自己の債務と再生債権とを相殺することはできません。したがって、当社は、Y社に対して負う立替払金の返還債務と、Y社に対して有する売掛金債権とを相殺することはできません。」